

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を
改正する省令について

平成18年9月
経済産業省
環境省

1. 趣旨

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）の円滑な施行を図るため、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業・環境省令第7号）の規定の整備を行うもの。

2. 概要

(1) 自動車製造業者等の再資源化の認定等に係る提出書類について（第33条関係）

自動車製造業者等の再資源化の認定等の申請を受けた都道府県知事が、法第127条に基づき、申請者の本籍がある市町村に対し、当該申請者の欠格要件に該当する事由の有無の照会を行うことができるよう、申請時の提出書類の一つである住民票の写しについて、本籍の記載を要することを明確化する。

(2) 再資源化預託金等の取戻しの申請に際しての添付書類について（第76条関係）

法第78条第1項に定める再資源化預託金等の取戻しの申請に際し添付を要する書類として、当該自動車が出荷されたことを確認するため、「船荷証券の写し」を規定していたところであるが、これに代わるものとして「船舶による当該自動車の運送契約に関する書類（当該自動車の車台番号の記載のあるものに限る。）」も上記の添付書類として認める。

3. 施行期日

施行日 (1) 平成19年 1月1日
(2) 平成18年10月1日

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表

○使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年経済産業省・環境省令第七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（再資源化の認定に係る提出書類）</p> <p>第三十三条 法第二十八条第二項の主務省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 指定再資源化機関以外の者に委託して再資源化を行おうとする場合においては、次に掲げる書類</p> <p>イ 実施者が個人である場合においては、住民票の写し（本籍の記載のあるものに限るものとし、外国人にあっては外国人登録証明書の写しとする。以下同じ。）</p> <p>ロ 二（略）</p> <p>七・八（略）</p> <p>2（再資源化預託金等の取戻し）</p> <p>第七十六条（略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>い。 当該自動車の輸出に係る保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。）の所在地を所轄する税関長から交付を受ける輸出の許可（同法第六十七条に規定する輸出の許可をいう。）があつたことを証する書類（当該自動車の車台番号の記載のあるものに限る。）の写し</p> <p>二 当該自動車の船積があつた旨が記載された船荷証券その他船舶による当該自動車の運送の契約に関する書類（当該自動車の車台番号の記載のあるものに限る。）の写し</p> <p>三（略）</p>	<p>（再資源化の認定に係る提出書類）</p> <p>第三十三条 法第二十八条第二項の主務省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 指定再資源化機関以外の者に委託して再資源化を行おうとする場合においては、次に掲げる書類</p> <p>イ 実施者が個人である場合においては、住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し。以下同じ。）</p> <p>ロ 二（略）</p> <p>七・八（略）</p> <p>2（再資源化預託金等の取戻し）</p> <p>第七十六条（略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>い。 当該自動車の輸出に係る保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。）の所在地を所轄する税関長から交付を受ける輸出の許可（同法第六十七条に規定する輸出の許可をいう。）があつたことを証する書類（当該自動車の車台番号の記載のあるものに限る。）</p> <p>二 当該自動車の船積があつた旨が記載された船荷証券（当該自動車の車台番号の記載のあるものに限る。）の写し</p> <p>三（略）</p>